

INFORMATIONS

● 「自立支援医療制度」の利用についてのお知らせ

○自己負担額は原則10%です

これまでの制度の自己負担額は5%でしたが、新しい制度は原則10%です。世帯の所得額や病名などによっては自己負担に上限があり、それ以上は支払わなくてよい場合があります。

← 一定所得以下 →			← 中間所得層 →		← 一定所得以上 →
生活保護	低所得1	低所得2	中間層1	中間層2	一定以上
← 生活保護世帯 →	区市町村民税 非課税本人収入 ≦80万	区市町村民税 非課税本人収入 >80万	区市町村民税 <2万(所得割)	2万≦ 区市町村民税 <20万(所得割)	20万≦ 区市町村民税 (所得割)
所得区分①	所得区分②	所得区分③	所得区分④		所得区分⑤
負担0円	負担上限額 2,500円	負担上限額 5,000円	負担上限額 医療保険の自己負担限度額		公費負担の対象外 (医療保険の負担割合・負担限度額)
			重	か	継
			度	つ	続
			負担上限額 5,000円	負担上限額 10,000円	負担上限額 20,000円

○必ず医療受給者証を提示して下さい

受診する時や薬局で薬をもらう時には、毎回必ず「医療受給者証」を提示して下さい。

○自己負担上限額がある場合は、必ず「月額負担上限額管理票」を提示して下さい

自己負担上限額がある人は、受診や薬局で薬をもらう時、必ず「月額負担上限額管理票」を提示して、自己負担した金額を記入してもらわなければなりません。

○新しい制度の有効期間は1年です

これまでの制度の有効期間は2年でしたが、新しい制度は1年です。毎年更新手続きが必要です。

○新しい制度を利用できない場合があります

所得が一定以上（区市町村民税額が20万円以上）の方で、「重度かつ継続」に該当しない場合には、新しい制度を利用できません。

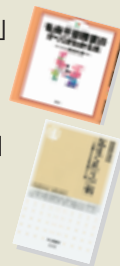
● クリニック関係図書出版案内

● 「社会不安障害のすべてがわかる本」

著者：貝谷久宣
発行日：2006年3月10日
出版社：講談社

● 「気まぐれ「うつ」病 — 誤解される非定型うつ病 —

著者：貝谷久宣
発行：2007年7月10日
出版社：筑摩書房



毎週木曜19:00~(1時間)

集団精神療法としてヨガを始めました。ご希望の方は主治医へご相談下さい。



「ケセラセラ」

発行日 平成20年7月1日

【医師の受付時間】

	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20
月		吉田						高橋	吉田			
火		武井						武井	坂本英			
水		吉田						吉田	坂本英			
木		熊野						大塚(第1・3)	吉田			
金		安田						山中	武井			
土		武井						貝谷(初診)	中村			
		貝谷(再診)						吉田	梅景			
		吉田						西川(第1・3)	吉田			
		梅景						佐々木	安田			
		吉田										
		高橋						網島(第1通)				
		網島(第2通) ※7月まで						網島(第3・5通)				
		山中(第3)						山中(第3以外)				
		佐々木						木納				
		竹内(隔週)										

※予約診療（日曜・祝日休診）

制作 医療法人 和楽会

発行所 医療法人 和楽会 心療内科・神経科 赤坂クリニック

〒107-0052 東京都港区赤坂3-9-18 BIC赤坂ビル6F Tel 03-5575-8198 Fax 03-3584-3433

ホームページアドレス <http://www.fuanclinic.com> E-Mail office@fuanclinic.com

協力 NPO法人 不安・抑うつ臨床研究会

印刷 ヨツハシ株式会社 〒501-1136 岐阜市黒野南1-90 Tel 058-293-1010 Fax 058-293-1007

定価 ￥500



心療内科・神経科

赤坂クリニック